

協議第 2 号

条例・規則等の取扱い

条例・規則等の取扱いについて提案する。

平成 15 年 9 月 26 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	1 3 条例・規則等の取扱い
<p>石狩市の条例及び規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整に係る条例及び規則等については、その調整内容をふまえ新規制定、一部改正等を行うものとする。</p>	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	13	条例・規則等の取扱い	所 管	合併協議会事務局
調整の内容	石狩市の条例及び規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整に係る条例及び規則等については、その調整内容をふまえ新規制定、一部改正等を行うものとする。			

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
条 例 数	167	134	140
規 則 数	200	114	124
そ の 他	409	80	192

参考：新規制定、一部改正等

<p>各種事務事業の調整の内容により整理されることとなる。</p> <p>【新規制定】 石狩市の現行の条例・規則等に存在しないもの 例) スキー場関係、国保診療所関係、その他独自事業関係</p> <p>【全部改正】 一部改正の範囲を超えるもの</p> <p>【一部改正】 石狩市の現行の条例・規則等の一部を改正するもの</p> <p>【廃 止】 石狩市の現行の条例・規則等を廃止するもの</p>
